

# 令和5年度豊田市立豊松小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

本校は、豊田市松平地区の山間部に位置し、歴史と伝統があり、豊かな自然に囲まれ、地域に愛され、地域によって支えられている学校である。本年度、児童数は44人で、小規模校の特性を生かし、学校と地域が一体となって、明るく心豊かな児童の育成に努めている。

しかし、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こりうることである。いじめは起こることを前提に、「いじめは絶対に許さない」という共通認識のもと、組織的にいじめ防止に対応する具体策を講じ、いじめ防止の基本方針を策定していく必要がある。

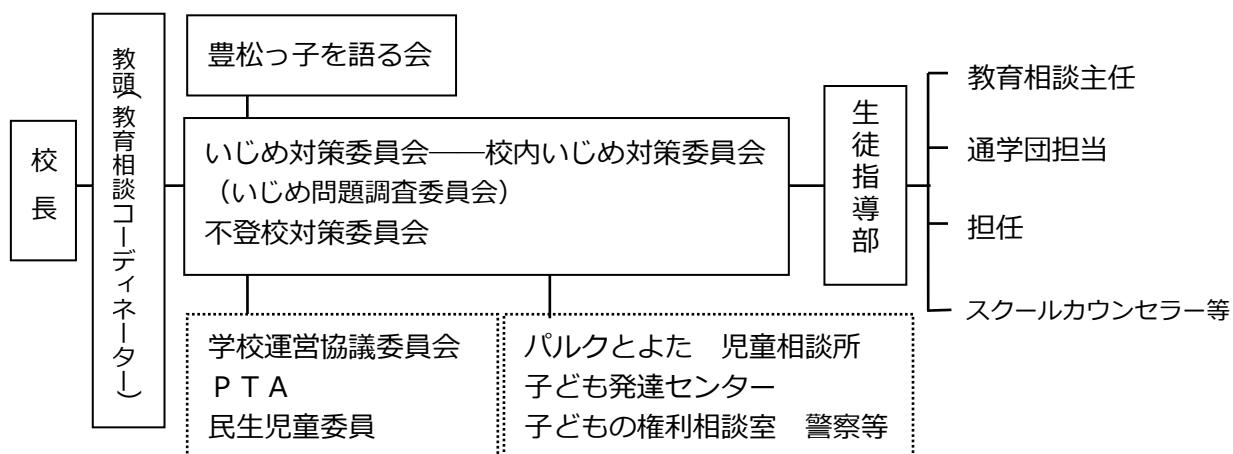
まず、いじめを起こさない土壤づくりが肝要である。子どもたちが、友達や教職員と信頼関係で結ばれ、安全安心に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加したり、活躍できたりする授業づくりや集団づくりを行っていくことがすべての基盤となる。

その上で、子どもたちに集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合い、思いやれるような人間関係を子ども自らが作り出していくように、子どもたち一人一人が自己有用感や自己肯定感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを推進していく。

また、地域との連携も、年間を通して計画的に位置づけ、地域に開かれた学校、地域に根ざした学校づくりを展開していく。さらに、常に保護者、地域に学校の様子を積極的に情報発信し、信頼される学校づくりを推進する。そして、学校、家庭、地域が三位一体となって豊松小学校の子どもたちの健全な成長を支えていくことが大切であると考える。

## 2 いじめ防止対策組織

本校では、いじめ防止対策組織として「いじめ対策委員会」を設置し、その下部組織として、全職員からなる「校内いじめ対策委員会」を位置づける。



### (1) いじめ防止対策組織の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
  - ・「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
  - ・学校評価（学校自己評価、保護者アンケート、学校関係者評価）を実施し、学校にお

けるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページなどを通して、隨時、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ・民生委員との連絡会や学校運営協議会においても現状を報告し、助言を得る。

#### エ いじめへの対処

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について「いじめ早期相談票」を作成し、教育委員会へ提出する。
- ・いじめ解消の判断をする。

##### ＜重大事態が起きた場合の対応＞

- ・直ちに「臨時のいじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時のいじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
- ・犯罪行為が疑われるいじめについては、「臨時のいじめ対策委員会」で、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パルクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
- ・パルクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

#### (2) 「いじめ防止対策組織」の開催時期

- ・原則として「いじめ対策委員会」を毎月1回、定期開催する。
- ・「校内いじめ対策委員会」と「豊松っ子を語る会」を隔月で開催し、いじめに関する情報交換と共通理解を図る。
- ・いじめが実際に起きた場合、緊急に対応が必要な場合は、必要に応じて隨時開催する。

#### (3) いじめ対策組織の構成員

##### ア いじめ対策委員会

- ・校長、教頭（教育相談コーディネーター）、教務、生徒指導主任、教育相談主任で構成する。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーや保護者代表、地域の代表者等にも参加を要請する。
- ・いじめが起きた場合には、早急に対応策を講じ、指導体制を整え、職員に具体的な対応方法を示したり、保護者、地域、教育委員会、関連機関等との情報交換や連絡調整を行ったりする。

##### イ 校内いじめ対策委員会・豊松っ子を語る会

- ・全職員で構成する。
- ・情報を全職員で共有する。

### 3 いじめ防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

##### ＜子どもの心を育てる＞

- ・あらゆる教育活動を通して「元気 豊松 大好き」の具現化を図っていく。
- ・一人一人の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業を展開する。
- ・特色ある学校づくりの活動のなかで、豊かな人間性を育んでいく。
- ・道徳教育、人権教育（権利学習プログラム）の充実と体験活動を推進し、命の大切さや思いやりの心を育てる。
- ・デジタルシティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- ・新型コロナウイルス感染症に関するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- ・月1回、「いじめ0の日」を設定し、児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる態度を育成するとともに、いじめ予防への意識の向上を図る。

##### ＜現状把握と情報収集＞

- ・教職員が、いじめに関する正しい理解を深め、同一歩調でいじめに対処できるように、定期的に情報交換を行ったり、研修会を開いたりして、教職員の指導力を高める。
- ・さりげない雑談から子どもたちの様子を把握したり、日記や連絡帳などから情報を得たりするなど、常にアンテナを高く、子どもたちの変化を見逃さない教師をめざす。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ・定期的にアンケート調査を実施する。年3回の教育相談（6月・9月・11月）の前に全児童に対していじめアンケートを行い、教職員は、そのアンケート結果をもとに相談を行う。特に、9月の相談は、全校相談会とし、担任以外のすべての教員が相談に当たり、児童が教員に気楽に相談できる機会とする。
- ・「教員チェックシート」を5月・11月・3月に行い、日常的に児童の状況を把握する。
- ・「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し保護者が早期発見できるようにする。

#### (3) いじめへの対処

- ・いじめの発見・通報を受けたら速やかに管理職へ報告し、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- ・いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ・ネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

#### (4) いじめ解消の目安

- ・いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適

宜面談を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

〈いじめ解消の目安〉

- ◇いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ◇いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ◇周りの児童や教員から見て、現在いじめないと判断できる。

#### 4 重大事態への対応

##### (1) 重大事態のとらえ

- ◇児童の命にかかわる場合
- ◇身体に重大な障がいを負った場合
- ◇金品等に重大な被害を被った場合
- ◇精神的に大きなダメージを受け、精神性の疾患を発症した場合 など

##### (2) 具体的な対応

- ・重大事態が生じた場合には、速やかに教育委員会に報告し、早期解決を図る。
- ・児童や保護者から「いじめの重大事態」の申し入れがあったときは、重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査にあたる。
- ・重大事態の調査は、速やかに調査を開始し、調査の公平性・中立性を確保する。
- ・状況に応じて、教育委員会が設置する「附属機関」や専門家との連携を図って進める。
- ・調査結果については、被害児童、保護者に対して、適切に情報を提供する。

#### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- ・学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクルで常に見直し、改善を図る。

体系的、計画的に

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| <b>Plan</b>   | 基本方針を作成する         |
| <b>Do</b>     | 実際に実践する           |
| <b>Check</b>  | 実践を検討・評価し、改善策を講じる |
| <b>Action</b> | 改善策を実行する          |

- ・学校自己評価（1月）および保護者への学校評価アンケート（11月）を行い、いじめ防止対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- ・上記の取組を民生委員との連絡会（6月）、学校運営協議会（2月）において報告し、学校外部の方からも助言を得る。

#### 6 その他

- ・いじめの防止に関する校内研修（O J T研修）を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ・学校いじめ防止基本方針は、5月にホームページ等を通して、広く保護者に周知していく。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- ・長期休業中の指導を休みの前後で行い、休業中のいじめ防止や休業後の子どもたちの変化の様子を的確に把握する。

## 別紙資料Ⅱ 年間計画

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○豊松っ子を語る会の開催（隔月）	○児童、保護者へ相談室やSCの活用を周知 ○学級開き、学年開き	○児童、保護者へ「いじめ相談窓口」について周知 ○身体測定 ○SCによる個別相談（前期）	○個別懇談会 ○PTA連絡会、学級懇談会での「学校いじめ防止基本方針」の説明
5月		○校内いじめ対策委員会（隔月） ○個別支援計画作成	○運動会（地域と共に） ○運動会縦割り種目		○学校美化活動 ○「学校いじめ防止基本方針」をHPへ掲載 ○運動会（地域種目）
6月		○職員「いじめ早期発見チェックシート」	○デジタルシティズンシップ教育の推進 ○学校保健委員会	○「心のアンケート」 ○教育相談週間	○公開授業 ○民生児童委員連絡会
7月		○現職研修①（いじめ対応研修を受けて） OJT研修		○アンケート「4月から7月までの学校生活を振り返って」	○個別懇談会 ○保護者チェックシート配付
8月		○中間評価→検証			
9月		○長期休業後の児童について情報交換	○六所の集い（地域探訪学習・縦割り活動・保護者参加）	○身体計測 ○「心のアンケート」 ○全校教育相談	○オープンスクール
10月		○個別支援計画の見直し	○デジタルシティズンシップ教育の推進	○SCによる個別相談（後期）	○全校読み聞かせ
11月		○職員「いじめ早期発見チェックシート」	○学芸会 ○人権移動教室	○「心のアンケート」 ○教育相談週間	○保護者への学校評価アンケート
12月		○現職研修②（いじめケーススタディ） OJT研修	○人権週間（いじめ防止標語・習字作品・権利プログラム）	○アンケート「9月から12月までの学校生活を振り返って」	○個別懇談会 ○保護者チェックシート配付
1月		○冬休み後の児童について情報交換 ○学校自己評価	○保健指導（命の大切さ）	○身体計測	○オープンスクール
2月		○学校関係者評価の結果を検証	○学校保健委員会		○学校運営協議会 ○民生児童委員連絡会
3月		○「基本方針」の見直しと次年度への改善点の確認 ○職員「いじめ早期発見チェックシート」	○アンケート「1年間の学校生活を振り返って」 ○卒業生を送る会	○アンケート「1年間の学校生活を振り返って」 ○文科省「生徒指導上の諸課題調査」によるいじめ調査	○学校自己評価の結果を検証
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○いじめ対策委員会（月1回）	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○さわやかタイム（異学年交流） ○いじめ0の日（月1回） ○あいさつ運動（毎日）	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○あいさつ運動 ○朝の交通安全立哨指導（年4週） ○下校指導（年4回）

